

## はじめに

本市では、平成 10 年 3 月に障害者基本法に基づく市町村障害者計画として「八千代市障害者計画」を、平成 17 年 3 月には「八千代市第 2 次障害者計画」を策定し、障害者支援課をはじめとする市の各窓口における相談体制の充実や「障害者福祉センター」の開設、市内施設のバリアフリー化、「障害福祉計画」(第 1 期、第 2 期)の策定などの取組みを進めてまいりました。



この間、平成 17 年 10 月に障害者自立支援法が成立し、平成 18 年度から施行されましたが、国は平成 21 年 9 月に障害者自立支援法の将来の廃止を表明し、これに代わる新法「障害者総合福祉法(仮称)」の制定に向け、内閣府の障がい者制度改革推進会議が検討を進めており、平成 25 年 8 月の新法施行を目指しております。しかし、その間の制度の改善を求める声が上がリ、緊急措置として、平成 22 年 12 月につなぎ法案が成立する等、障害者施策のあり方が大きく変わろうとしております。

こうした中、本市における障害のある人が地域で安心して暮らせるよう「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」、「みんなで参加、住みよいやちよ」を実現していくため、この度、平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「八千代市第 3 次障害者計画」を策定いたしました。

今後につきましては、本計画に基づき、障害者施策を推進してまいります。

策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただいた、八千代市障害者計画等懇談会委員の皆様をはじめ、市民や関係者の皆様には、心より感謝を申し上げます。

平成 23 年 3 月

八千代市長 豊田 俊郎